

意04-04  
平成16年4月23日

## 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針（原案）」 に関する意見

社団法人 関西経済連合会  
企業法制研究会

公正取引委員会が今年3月に策定・公表した「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針（原案）」（以下、本運用指針）に関して、当研究会として下記の通り意見を表明する。

記

### **「第1. 企業結合審査の対象」について**

企業結合審査の対象とならない類型を拡大し、自社の孫会社との合併や兄弟会社の子会社との合併等の企業結合についても、「通常、企業結合審査の対象とはならない」とした。このことは、現行の企業結合ガイドライン（以下、現行ガイドライン）に比べ、企業の予見可能性を高めるものであり、企業グループ内の迅速な組織改編を進める上で参考になり、概ね評価できる。

### **「第2. 一定の取引分野」について**

本運用指針で、「一定の取引分野」の分析について具体的な判断要素を明確に示したことは、企業の予見可能性・審査の透明性を高めるものであり、概ね評価できる。

ただし、現行ガイドラインでは、具体的な過去の事例を挙げており、本運用指針においても、各判断要素につき、現行ガイドラインと同様に過去の具体的な事例を挙げるべきである。過去の具体的な事例が示されれば、企業の理解が深まるとともに予見可能性が高まる。

### 「第3. 競争を実質的に制限することとなる場合」

### 「第4. 水平型企業結合による競争の実質的制限」

### 「第5. 垂直型企業結合及び混合型企業結合による競争の実質的制限」 について

本運用指針で「競争を実質的に制限することとならない場合」、「競争を実質的に制限することとなるおそれが小さい」場合を現行ガイドラインに比べて拡大した。また、企業結合の類型（水平型・垂直型・混合型）ごとに実質的制限に関する分析の枠組を示すとともに、どのような場合に競争を実質的に制限することとなるか否かについて、判断要素を示し数値によって基準を明確にした。これらのことは、基本的に企業の予見可能性・審査の透明性を高めるものと考えられ、概ね評価できる。

しかしながら、本運用指針では「判断要素を総合的に勘案して」「競争を実質的に制限することとなるか否か判断する」とあるが、判断要素が非常に多岐にわたっている反面、それら判断要素の優先順位、軽重が明示されていない。具体的事案によっては、ある判断要素を重視して検討すれば、競争を実質的に制限することとなるとされる可能性もあるが、別の判断要素を重視すれば、競争を実質的に制限することとはならない、ということにもなり、かえって企業の予見可能性を減殺するおそれもあることから、どの判断要素がより重視されるのかについて明記すべきである。

加えて、現行ガイドラインでは、過去の具体的事例を挙げており、本運用指針においても、各判断要素につき過去の具体的事例を挙げるべきである。

### 「第6. 競争の実質的制限を解消する措置」について

本運用指針で、基本的な考え方および問題解消措置の類型を明確に示したことは、企業の予見可能性・審査の透明性を高めるものであり、概ね評価できる。

ただし、問題解消措置の類型を示すだけでなく、各類型につき、これまで公正取引委員会がどのような措置を講じ、どのような問題が解消されたのか、過去の具体的事例を挙げるべきである。

以 上